

県立高校入試改善検討委員会

(第6回)

平成23年11月8日(火)
14:00~15:30
岩手県産業会館 大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 県教育委員会あいさつ
- 3 県立高校入試改善検討委員会委員長あいさつ
- 4 説明・協議
 - (1) 提言(案)について
 - (2) その他
- 5 その他
- 6 連 絡
- 7 閉 会

[会議日程と協議の内容]

会 議	期日(6回以降は予定)	協 議 内 容
第1回	平成22年6月25日(金)	<ul style="list-style-type: none">・委員長及び副委員長の選出・設置要項及び現行入試制度・現行入試制度の成果と課題
第2回	平成22年8月30日(月)	<ul style="list-style-type: none">・選抜形態、選考方法(一般入試)・定時制入試
第3回	平成22年12月24日(金)	<ul style="list-style-type: none">・選抜形態、選考方法(推薦入試)・特別な支援を要する生徒に対する配慮や支援等
第4回	平成23年6月24日(金)	<ul style="list-style-type: none">・選抜形態、選考方法(連携型入試、再募集)・不測の事態への対応
第5回	平成23年8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none">・総合検討①
パブリックコメント 9月8日~10月20日(当初予定9/8~10/7から期間延長)		
第6回	平成23年11月8日(火)	<ul style="list-style-type: none">・総合検討②
※ 第6回終了後の日程 平成23年12月 提言書提出 平成24年1月~3月 事務局案検討、新入試方針提示		

県立高校入試改善検討委員会 委員等及び第6回出席者

I 検討委員会委員

No.	所 属 ・ 役 職	氏 名	備考
1	盛岡大学学長	望月 善次	
2	岩手大学教授	玉 真之介	欠席(現徳島大学教授)
3	株式会社IBC岩手放送 取締役会長	阿部 正樹	欠席
4	谷村電気精機株式会社 代表取締役会長	谷村 久興	欠席
5	盛岡第一高等学校校長	高橋 和雄	
6	花北青雲高等学校校長	在原 真	欠席
7	紫波総合高等学校校長	坂本 晋	
8	杜陵高等学校校長	清水 輝男	
9	盛岡みたけ支援学校校長	東 信之	
10	盛岡市立松園中学校校長	玉川 英喜	
11	北上市立和賀東中学校校長	川村 庸子	
12	二戸市立福岡中学校校長	嵯峨 進	欠席
13	宮古市立第一中学校校長	伊藤 晃二	
14	県高等学校PTA連合会会長	松尾 正弘	
15	県PTA連合会会長	米澤 慎悦	欠席
16	県PTA連合会副会長	大戸 浩	
17	県PTA連合会理事	北野澤 純一	欠席
18	金ヶ崎町教育委員会教育委員長	及川 紀美子	
19	二戸市教育委員会教育長	鳩岡 矩雄	
20	陸前高田市教育委員会教育委員長	横田 祐信	
21	釜石市教育委員会教育長	川崎 一弘	

II 事務局

No.	所 属 ・ 役 職	氏 名	備考
1	教育長	菅野 洋樹	欠席
2	教育次長兼教育企画室長	高橋 嘉行	
3	教育次長兼学校教育室長	佐々木 修一	
4	学校教育室 学校企画課長	高橋 勉	
5	学校教育室 義務教育課長	多田 英史	
6	学校教育室 高校教育課長	高橋 廣至	
7	学校教育室 高校改革課長	上田 幹也	
8	学校教育室 特別支援教育担当課長	佐々木 政義	
9	学校教育室 産業教育担当課長	阿部 徹	
10	スポーツ健康課総括課長	平藤 淳	欠席
11	学校教育室 高校教育担当 主任指導主事	木村 克則	欠席
12	学校教育室 高校改革担当 主任指導主事	福士 猛夫	
13	学校教育室 高校教育担当 主任指導主事	須川 和紀	
14	学校教育室 高校教育担当 主任指導主事	鈴木 智香	
15	学校教育室 高校教育担当 指導主事	太田 優子	
16	学校教育室 高校教育担当 指導主事	里館 文彦	
17	学校教育室 高校教育担当 指導主事	鈴木 広樹	
18	学校教育室 高校教育担当 指導主事	坂本 美知治	
19	学校教育室 高校改革担当 指導主事	菊池 郁聰	
20	学校教育室 高校改革担当 指導主事	柏木 廣喜	
21	学校教育室 高校教育担当 主任	山本 達也	欠席

平成27年度以降の県立高校入試の改善について
(提 言)

平成23年12月12日

県立高校入試改善検討委員会

目 次

はじめに	1
I 現行入試制度の概要	2
1 実施までの経緯	2
2 選抜方法（抜粋）	2
3 各検査の配点、調査書の教科の評定換算点	4
4 日程及び検査内容	5
5 通学区域	5
II 現行入試制度に係る成果と課題及び主な要望	6
1 成果	6
2 課題	6
3 主な要望	7
III 平成27年度以降の県立高校入試に向けた改善	8
1 改善に向けての考え方	8
2 推薦入試の在り方	8
3 一般入試の在り方	9
4 その他の入試に係る事項	10
<資料1> (県立高校入試改善検討委員会設置要綱)	12
<資料2> (県立高校入試改善検討委員会委員名簿)	13
<資料3> (県立高校入試改善検討委員会審議経過)	14

はじめに

現行の入学者選抜制度（以下、入試制度）は、「生徒一人一人が、その多様な能力・適性や意欲・関心に基づいて自分の進路希望を実現するため適切な高校の選択ができること」、「各高校が特色づくりを進めその特色にふさわしい生徒を選抜し、生徒の成長を支援すること」という二つの基本的な視点を踏まえ、平成16年度入試から実施され、平成23年度入試で8年が経過している。この間、平成19年度入試から、特色ある学校づくりを推進するため、各校が求める生徒像や推薦基準を明確にした「推薦入学者選抜の導入」などの一部改善を行ったが、少子化、情報化、国際化等、急速に進む社会の変化に合わせた更なる見直しが必要となっている。

平成21年9月に第2次県立高等学校長期構想検討委員会により報告された「今後の県立高等学校の在り方について」には、入試制度について、「今後、中学校及び高校双方の視点から現行の入学者選抜制度における課題を明らかにし、高校の教育活動の充実に向けた、より良い入学者選抜制度となるよう検討する必要がある。」と記されており、県教育委員会は、この報告に基づき、現行の入試制度の問題点及び改善点を検討することを目的とした「県立高校入試改善検討委員会」を平成22年6月25日に設置した。本委員会は、平成23年11月8日までに6回の会議を開催し、「推薦入試の在り方」、「一般入試の在り方」、「その他の入試に係る事項」について検討を進めてきた。

本委員会は、これまでの会議において検討してきた内容を取りまとめ、ここに「平成27年度以降の県立高校入試の改善について」と題して、提言することとした。

この提言の趣旨を踏まえ、県教育委員会においては、可能な限り迅速に、県立高校の入試制度の改善に取り組むことを望むものである。

I 現行入試制度の概要

1 実施までの経緯

県教育委員会は、「岩手県公立高等学校入学者選抜の在り方に関する調査研究委員会（平成10年11月設置）」の報告に基づいて平成12年6月に「岩手県立高等学校入学者選抜方策検討委員会」を設置し、近年の社会や生徒の変化に対応した望ましい県立高等学校入学者選抜制度の在り方について検討を行った。

同検討委員会は、前述の調査研究委員会報告が示した基本方針を踏まえ、入学者選抜の基本理念、選抜の方法、通学区域や学区外許容率について検討を進め、平成13年8月、教育長に対し、「これからの中学校入学者選抜の方向性について（報告）」を提出した。

県教育委員会は、本報告の方向性に即して入試制度を改善し、平成16年度入試を実施した。実施から3年を経過するまでは、基本的に変更しないこととしてスタートし、その後、改善すべきところがあれば検討することとしていたが、この間、県中学校長会や県高等学校長協会をはじめ、各方面の方々から推薦入試や学区、再募集の在り方等について様々な意見や要望が県教育委員会に寄せられた。

平成17年9月20日、県教育委員会は、入試制度の問題点及び改善点を検討することを目的とした「県立高校入試改善検討委員会」を設置して、「推薦入試の在り方」、「通学区域の在り方」、「その他の入試に係る事項」について検討を重ね、平成18年6月1日に「平成19年度以降の県立高校入試の改善について」の提言を行った。

現行の入学者選抜制度は、上記提言の方向性に即して、平成19年度から「推薦入学者選抜の導入」などの一部改善を行い、5年が経過している。

2 選抜方法

【推薦入学者選抜】

応募・出願

岩手県内の中学校若しくは特別支援学校中学部を当該年度に卒業する見込みの者又は前年度に卒業した者で、当該高等学校に合格した場合、入学を確約できる者とする。

(1) 対象学科

全日制・定時制の全学科において実施することができる。

(2) 応募資格

スポーツ、文化・芸術等において顕著な成績を認め、当該高等学校の教育を受け

るに足る能力・適性を持ち、各高等学校の示す推薦基準を満たしている者とする。

(3) 募集定員

定員の10%以内とする。ただし、体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系及び芸術学系については、50%以内とする。

(4) 通学区域

学区の制約を受けないものとする。

(5) 出願手続き（提出書類）

ア 推薦入学願書

イ 志願理由書

ウ 推薦書

エ 調査書

オ 健康診断票の写し（体育、体育コース、体育学系等の志願者のみ）

カ 適性検査実技選択調査書（不来方高等学校芸術学系音楽コース志願者のみ）

検査内容

(1) 調査書、志願理由書及び面接

(2) 高等学校によっては、小論文又は作文、適性検査を実施することができる。

【一般入学者選抜】

応募資格

当該年度に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者、中学校を卒業した者、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者とする。

検査内容

(1) 学力検査（国語、数学、社会、英語、理科の5教科）

(2) 調査書

(3) 面接

(4) 小論文又は作文、適性検査

各高校の裁量により、小論文又は作文、適性検査（実技等）を実施することができる。

選抜方法

各高校においては、以下の【A選考】、【B選考】、【C選考】の順に選考を進める。

【A選考】（学力検査と調査書・面接等を5：4に取り扱い、選考する。）

ア 学力検査：調査書・面接等…5：4（固定）とする。

イ 普通科（外国語学系、国際科学学系を除く）普通・理数科以外の学科においては、【A選考】で学力検査に傾斜配点を導入することができる。

【B選考】(調査書・面接等を重視して選考する。)

学力検査:調査書・面接等…3:7、2:8、1:9のいずれかとする。

【C選考】(学力検査を重視して選考する。)

学力検査:調査書・面接等…7:3、8:2、9:1のいずれかとする。

* 【A選考】、【B選考】、【C選考】の各選考割合については、各高等学校長が次の表の7通りの中から選択・決定することとする。

選抜方法		【A選考】	【B選考】	【C選考】
選考割合	(1)	募集定員の50%	募集定員の40%	募集定員の10%
	(2)	〃 50%	〃 30%	〃 20%
	(3)	〃 60%	〃 30%	〃 10%
	(4)	〃 60%	〃 20%	〃 20%
	(5)	〃 70%	〃 20%	〃 10%
	(6)	〃 70%	〃 10%	〃 20%
	(7)	〃 80%	〃 10%	〃 10%
「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録、特別活動の記録等を踏まえた面接、小論文又は作文及び適性検査の評価」との比率		学力検査:調査書・面接等	学力検査:調査書・面接等	学力検査:調査書・面接等
		5:4 (固定)	3:7 2:8 1:9	7:3 8:2 9:1

- ・第1志望の受検者で募集定員が充足しない場合は、第2志望から選抜する。同様に、第2志望の受検者でも定員が充足しない場合は、第3志望から選抜する。
- ・不正行為や検査場への携帯電話等の持ち込みがあった場合には、不合格とする。

3 各検査の配点、調査書の教科の評定換算点

入学者の選抜は、学力検査の成績と調査書、面接、小論文等の評価の合計によるものとし、各検査の配点や調査書の教科の評定換算点は、以下のとおりとする。

(1) 各検査の配点内訳

学力検査 (5教科各100点満点)	500点		
調査書 (9教科の2・3年生の評定)	330点		
面接 (自己アピールカード及び調査書を踏まえて実施)		400点	
小論文又は作文 (実施は各高校で決定)	70点		
適性検査 (実技等) (実施は各高校で決定)			900点

(2) 調査書の2・3年生の教科の評定換算点（評定が全て5の場合の例）

教科		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保育	技・家	合計
調査書	2年	10	10	10	10	10	15	15	15	15	330
	3年	20	20	20	20	20	30	30	30	30	点

4 日程及び検査内容

(集合時間) 8:30			
教科	時間	教科	時間
国語	8:50～9:40	英語	12:35～13:25
数学	9:55～10:45	理科	13:40～14:30
社会	11:00～11:50	面接	
(昼 食)		(小論文又は作文、適性検査)	

5 通学区域

本県の学区

本県では、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」により全日制課程の普通科及び理数科に学区が定められている。

学区とは、特定の高校への入学志願者の過度の集中を避け、高校教育の機会均等を図り、生徒の就学、通学の適正化を図るため、就学希望者が就学すべき高校を指定した区域である。

現行学区は8学区である。

- ① 盛岡学区 ② 岩手中部学区 ③ 胆江学区 ④ 両磐学区
- ⑤ 気仙・釜石学区 ⑥ 宮古学区 ⑦ 久慈学区 ⑧ 二戸学区

II 現行入試制度に係る成果と課題及び主な要望

これまで現行制度（平成19年度以降）による入試を5回実施しているが、県教育委員会では、現行入試制度に係る成果と課題及び各高等学校・県高等学校長協会・県中学校長会等からの意見・要望を次のようにまとめている。

1 成果

(1) 推薦入試（選抜内容・方法）について

特色ある学校づくりを進める意味で、推薦入試を導入したことは、各高校において大きな効果があり、部活動の活性化にもつながった。

個々の生徒の能力は、多岐にわたっており、各生徒が自分の個性、意欲等を主体的に表現できる推薦入試は、教育上好ましいものである。

(2) 一般入試（選抜内容・方法）について

各高校の裁量により、ABC選考の割合の決定や小論文又は作文、適性検査を実施できることとする等、選抜内容・方法の多様化を図ったことで、それぞれの学校・学科・コース等の特性に応じた特色づくりが図られた。

(3) 面接について

志願者全員に課す面接を実施したことにより、志願者一人ひとりについて、それぞれの学校・学科・コース等の特性に応じて必要とされる資質や能力・適性、学習に取り組む姿勢、意欲・関心等をより適切に審査・評価できるようになった。

また、自己アピールカードや調査書を十分活用することで、生徒の意欲・関心等をより客観化でき、併せて、各高等学校の特色化を推進できた。

(4) その他

ア 平成16年度より入試事務運用管理システム（入試処理ソフト）を導入し、その後、改善を重ねてきたことにより、現在に至るまでに事務処理の迅速化が図られてきた。

イ 平成19年度入試から普通科と理数科の一括募集（以下、くくり募集）を導入し、入学後、1年間かけてガイダンスを行って普通科と理数科を決定している。ガイダンスを通して学科への理解を深めた上で決定することにより、理数科の活性化につながった。

2 課題

(1) 推薦入試（選抜内容・方法）について

ア スポーツ、文化・芸術等の活動実績はあるものの、基礎学力が備わっていない生徒及び学習意欲に乏しい生徒が入学する可能性がある。

イ 応募資格に、「当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性を持ち」との記載があり、その中には当然、良好な授業態度、生活態度等を含むものであるが、スポーツ、文化・芸術等の活動実績ばかりが強調されている実態もある。現行制度で、高等学校長が中学校長に推薦書の提出を求めており、人物評価についても応募資格として厳然と審査する必要がある。

ウ 中学校における授業時間を確保する観点から、推薦入学者選抜の実施時期を見直す必要がある。

(2) 一般入試（選抜内容・方法）について

ア A B C選考については、選抜内容・方法の多様化が図られる反面、高校裁量の余地が少ないため、特色ある学校づくりが推進しにくい面もある。

イ 受検倍率の低い学校では、A B C選考が完全に実施されない可能性がある。

ウ これまでの推薦入試に代わるものとしてB選考による選抜を実施したが、その代替となっていない面もある。

(3) 調査書について

1年生から意欲的な学校生活を送っている生徒を評価できるように、他県の多くは1年生の「学習の記録」の評定を換算して配点に加えているが、本県においても調査書の換算点の在り方について検討する必要がある。

(4) 面接について

短時間で行われる面接の点数化は難しい面もあり、点数化の有無は学校裁量で行いたいという声がある。

(5) 再募集について

再募集を実施するに当たって、地域性や学校種への配慮・検討を求める声がある。

3 主な要望

- (1) 推薦入試における応募資格、推薦基準、実施時期等の検討及び学力向上の推進
- (2) A B C選考の順序や各選考の採否等、学校裁量の拡大
- (3) 調査書の教科の評定換算点に1年生も加算
- (4) 定時制高校の入試方法の検討、特に成人枠の採用
- (5) 再募集実施の有無の明確化

III 平成27年度以降の県立高校入試に向けた改善

1 改善に向けての考え方

本検討委員会としては、現行の入試制度の基になっている「これからの高等学校入学者選抜の方向性について（報告）」（平成13年8月29日）並びに、「平成19年度以降の県立高校入試の改善について（提言）」（平成18年6月1日）の趣旨に基づきながら、何よりも受検生にとって適切な入試制度になるよう、特に課題や要望の大きかった「推薦入試の在り方」と「一般入試の在り方」について重点的に審議し、「その他の入試に係る事項」についても今後の改善の方向性を検討した。

2 推薦入試の在り方

平成16年度から18年度入試までは、旧入試制度の推薦入試に代わるものとして、B選考が実施されたところであるが、その代替になつていいとする意見が、ほとんどであったため、平成19年度より推薦入試を導入した。その後、推薦入試についてのアンケート調査（中学校長、高等学校校長）を実施し、概ね現行どおりの実施でよい旨の結果を得ているが、下記についての改善案を提示したい。

- (1) 平成19年度入試から、特に県内各高校において、スポーツ、文化・芸術等に秀れた生徒を育成し、本県の競技力等の向上を図っていくため推薦入試が復活したが、スポーツ、文化・芸術等以外でも、将来の職業に生かそうという目的意識をもって入学を希望する農業の後継者や工業関係の技術者養成等のための推薦入試を実施してほしいとの要請もある。

特色ある学校づくりを推進する意味からも推薦入試は継続すべきであり、スポーツ・文化・芸術等において顕著な成績を収めた者を対象とすることが望ましい。応募資格については、学校裁量の拡大を図る必要がある。

- (2) 平成16年度入試の目的の一つは、「学力向上」にあり、志願者全員に学力検査を課した。しかし、平成19年度に推薦入試が導入されて以後、推薦入試に学力検査が課せられないことから、高校入学後の学力低下を招いているとの指摘がある。また、推薦入試の時期が早いことから、合格者の学習意欲の低下や卒業までの過ごし方なども問われている。

推薦入試合格（内定）者に対して、学力検査問題を活用した学力調査の実施する必要がある。推薦入試合格（内定）者が学力調査に向け学習に意欲的に取り組むことは、高校教育を受けるに足る能力・適性を更に磨くことにもつながり、高校入学までの期間を有意義に過ごすことになると考える。

(3) 中学校長は当該高校が提示したスポーツや文化・芸術、農業後継者や工業技術者等の推薦基準を確認する必要があるが、その前提として、能力・適性、授業態度、生活態度を基本にした上での推薦入学制度であることが望ましい。また、学校推薦であることを明確化する必要がある。

各中学校は、推薦を希望する生徒について、授業態度や生活態度にも優れ、良好な高校生活ができる生徒であるかを判断した上で、当該高校が示す推薦基準に合致しているかを確認し、中学校長が学校推薦として推薦を決定する必要がある。

(4) 推薦入試に関する事務手続きについては、年明け早々であるため、時間的なゆとりがないまま手続きを行わなければならない。推薦入試の実施時期等についての検討が望ましい。

一週間程度「出願期間」「選抜実施」「合格発表」を繰り下げる、実施することが可能である。

3 一般入試の在り方

(1) 各高校の特色化の推進と、異なる評価尺度によって生徒を多面的に評価しようとするABC選考であるが、現行入試制度では学校裁量の部分が少なく、各高校の特色化を推進しにくい面もある

ABC選考の採択、順序については、各高校の裁量を拡大して実施することで、特色ある学校づくりを更に推進できる、という意見が多く寄せられている。

また、これまで推薦入試に代わるものとしてB選考による選抜を導入したもの、その代替になつてないという声が多かったため、推薦入試が復活した経緯がある。

各高等学校において、特色ある学校づくりを進めるために、次の基準で各校がABC選考を採択できるよう検討する。

(ア) 「A選考」は、必ず採択し、最初の選考方法に用いる。

(イ) 「B選考」、「C選考」の採否及び順序については、学校裁量とする。

(2) 他県では、定時制高校において成人枠を設けた入試制度がある。中学校を卒業してから年数を経ると教科の受検にためらいを感じ、向学心があっても応募しない成人がいると考えられる。そのような成人に高校教育の機会を与えるため、選抜方法を検討する必要がある。

定時制高校において、中学校を卒業して数年後に受ける高校入試は、受検生にとっては相当に高い壁となっている。中学卒業後の学習機会の保証や選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点から「面接」、「小論文」、「適性検査」等での受検を検討する必要がある。

4 その他の入試に係る事項

(1) 調査書について

東北6県では4県が中学校1年生の評定を調査書に加えており、全国的にもこの傾向が強い。将来を見据えて意欲的に学習に取り組む態度を早期から育成するためにも、調査書の評定に中学校1年生も加えることが望ましい。

調査書を活用して、中学校の教育活動を入学者選抜に一層反映させるとともに中学生が入学時から将来を見据え、充実した学校生活を送るために、部活動のみならず学習活動においても意欲的かつ計画的に臨む必要がある。そのためにも調査書の教科の評定換算点に1年生の評定を加えるなど、換算点の在り方について検討する必要がある。

(2) 面接について

特に大きな問題点もないため、現行どおりで実施する。

(3) 再募集について

平成16年度から18年度の再募集については、一般入試の合格者が一人でも募集定員に達しなかった場合に必ず実施することが義務づけられていた。しかし、実施校における負担が大きかったため、平成19年度より「欠員が、概ね10%より多い高等学校はその学科別に再募集を行うことができる」とこととし、学校裁量がある程度認められた。しかし、基準が曖昧なため、中学校側が再募集の有無を判断しかねる、との声が寄せられている。

欠員が10%より多い高等学校はその学科別に必ず実施することとし、併せて10%未満の学校でも実施できるように学校裁量の余地を残す方向で検討する。尚、「再募集」の名称については「二次募集」とする。

(4) 特別な支援を必要とする生徒に対する配慮や支援について

多様な生徒が高校に入学する現在、高校における特別支援教育が必要不可欠となつており、組織的な取り組みも行われているが、中学校との連携を更に推進していく必要がある。

高校における特別支援教育の組織的取り組みが行われている中で、中学校と高校が共通理解を図り、入学者選抜における特別な支援を必要とする生徒への配慮や支援の在り方について検討していく必要がある。

(5) 不測の事態への対応について

平成22度入試においては、新型インフルエンザの流行に伴い、感染の拡大を防止するとともに感染が疑われる生徒の受検機会を確保するという対応を迫られた。また、平成23年3月11日の東日本大震災津波の発生を受け、これまでの危機管理体制を見直し、各学校での地震や津波等への体制づくりを推進させる必要がある。

様々なケースに対応した「不測の事態に対する危機管理体制」をこれまで以上に整える必要がある。地震や津波等に対する体制づくりについては、より詳細なマニュアルの作成を各学校に求める。

(6) その他

上記以外にも課題や要望が出ていた項目については、今後、県教育委員会で十分に検討し、改善することが望まれる。